

# 無電柱化を取り巻く動向

---

# つくば市無電柱化条例の概要

平成28年9月30日

## つくば市無電柱化条例 ～電柱がない街並みを継承・推進します～



### 1. つくば市無電柱化条例とは

研究学園地区やT×沿線開発地区の一部では計画的にまちづくりが行われたことから、無電柱化が図られています。しかしながら、公務員宿舍の売却などにより新たな開発が行われており、電線類を架空線で整備する箇所も現れています。

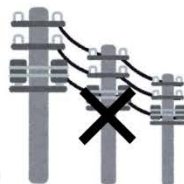


そのため、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の整備を図ることを目的に、既に無電柱化されている区域の無電柱化を維持するとともに、市内全域で無電柱化を促進する「つくば市無電柱化条例」を平成28年9月30日に制定しました。

### 2. 条例の概要

#### □無電柱化区域での制限

下図に示す区域を「無電柱化区域」として定めます。  
無電柱化区域では、大きく2つの制限を設けています。



#### Ⅰ 無電柱化の実施 (条例第3条, 規則第3条, 第4条)

①電線類の敷設を要請する者(開発事業者など)は、電線類地中化のための管路、特殊部、付帯設備など(※)を整備し、電線路については、電線路を地下に埋設するための費用(※)を負担しなければなりません。  
※整備する管路等や費用の負担の詳細については、規則を御覧ください。

②内線(電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類)を敷設する者は、地中化により無電柱化しなければなりません。

ただし、①、②とも技術的に困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては、この限りでないとしています。

#### 図 無電柱化区域



### Ⅱ 街灯の設置 (条例第5条第1項, 規則第5条)

開発行為を行い道路を新設し、新たに電線類を敷設する者は、当該道路を照らすため、規則に定める照度を確保した照明を設置しなければなりません。

表 規則に定める照度 (つくば市無電柱化条例施行規則第4条)

| 道路状況    | 平均水平面照度 | 鉛直面照度    | 照度均斉度 |
|---------|---------|----------|-------|
| 歩道がある道路 | 5ルクス以上  | 1ルクス以上   | 0.2以上 |
| 歩道がない道路 | 3ルクス以上  | 0.5ルクス以上 | -     |



#### □無電柱化の促進

無電柱化区域以外の区域においては、大きく2つの努力規定を設けています。

#### Ⅰ 無電柱化に努める (条例第4条)

下記にあてはまる場合、無電柱化区域と同様に無電柱化に努めなければなりません。

- ①既設の電線類と新設の電線類との接続部分が既に地下に埋設されている場合
- ②市街化区域において1ha以上の開発行為を行う場合

ただし、技術的に困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては、この限りでないとしています。

#### Ⅱ 街灯の設置に努める (条例第5条第2項, 規則第5条)

開発行為を行い道路を新設し、新たに電線類を地下に敷設する者は、規則に定める照度を確保した当該道路を照らすための照明を設置するよう努めなければなりません。

### 3. 催告と公表

本条例では、違反又は違反するおそれがある者に対し、催告と公表を規定しています。

#### Ⅰ 催告 (条例第6条)

無電柱化区域における規定及び街灯等の設置の規定(条例第3条, 第4条第1項)に違反、又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを催告します。

#### Ⅱ 公表 (条例第7条)

催告を受けた者が、正当な理由無く催告に従わないときは、氏名及び住所並びに催告内容を公表します。公表は市のホームページや広報誌などで行います。



### 4. 経過措置

この条例が施行した際に以下に該当する場合は、経過措置として本条例は適用しません。

#### Ⅰ 条例第3条の経過措置

- ①都市計画法による開発行為等の許可申請を行い、既に工事に着手しており、検査済証の交付がなされていないもの
- ②建築基準法による建築確認の申請を行い、既に工事に着手しており、確認済証の交付がなされていないもの

#### Ⅱ 条例第5条の経過措置

- ①都市計画法による開発行為等の許可申請を行い、既に工事に着手しており、検査済証の交付がなされていないものに係る道路の新設

つくば市無電柱化条例, つくば市無電柱化条例施行規則, つくば市無電柱化条例, 規則の運用解釈については、つくば市のホームページを御覧ください。

**問い合わせ**  
 つくば市企画部まちなみ整備課  
 電話: 029-883-1111  
 Mail: ph122@info.tsukuba.baraki.jp

# 「無電柱化の推進する市区町村長の会」 概要

○ 平成27年10月20日、無電柱化を推進するため「無電柱化を推進する市区町村長の会」を発足。

## 1. 目的

積極的に政府や民間等との連携・協力を図り、無電柱化のより一層の推進により、安全で快適な魅力ある地域社会と豊かな生活の形成に資することを目的として設立。

## 2. 役員、会員

○会長：吉田 信解（本庄市長）

副会長：2名、幹事：10名、顧問：3名

○会員（役員含む）：282名（H28.12.19現在）



# 一般社団法人 無電柱化民間プロジェクト実行委員会

- 平成26年9月、無電柱化の推進について、民間の立場から応援するため「一般社団法人無電柱化民間プロジェクト実行委員会」を発足。

代表理事：絹谷幸二（日本芸術院会員/東京芸術大学名誉教授/大阪芸術大学教授）

## 主な活動実績

- 平成26年11月

「11月10日 無電柱化の日」記念日制定発表会



（太田前国土交通大臣が出席）

- 平成26年11月

フォトコンテスト「電柱が消えたら景色がいいで大賞」



（最優秀賞の写真）

※「上を向いて歩こう～無電柱化民間プロジェクト～」HPより

○ 平成19年4月、電柱や電線の無い街づくりを行うすべての期間を支援するため「NPO法人電線の無い街づくり支援ネットワーク」を発足。

## 1. 目的

NPOの活動を通して、日本の街を電柱や電線の無い、安全安心で、美しい景観の街にするために、街づくりを行うすべての機関（不動産・デベロッパー・行政等）を支援。

## 2. 役員、会員

○ 理事長：高田 昇（立命館大学教授）等

## 3. 主な活動実績

技術・ノウハウ面のコンサルティング、シンポジウム・セミナーの開催等の活動を実施

○ 平成28年 6月 2日

電柱の無い美しく安全なまちづくりフォーラムin札幌

○ 平成28年 6月 24日

電柱の無い美しく安全なまちづくりフォーラムin大阪

○ 平成28年 8月 26日

無電柱化セミナー～地方発！無電柱化を推進させる方法～in東京

○ 平成29年 1月 25日

「無電柱化の推進に関する法律」成立記念シンポジウムin東京

# 無電柱化法で

## 何が変わり何をなすべきか。

1/25

「無電柱化の推進に関する法律」成立記念シンポジウム

二〇一六年十二月九日「新法」の成立により、世界に類を見ない「電柱天国・日本」からの脱皮への第一歩が踏み出されました。安全で美しく、多くの人を引きつける魅力ある地域、国をつくる意志、目標は明確になりましたが、これからはどのようにそれを実現するかが問われます。そのために、まず「新法」への理解を深めるとともに、国、自治体、企業、住民それぞれに課せられる役割と連携のあり方を明らかにし、次の行動計画への指針を探る場となる集まりをもちたい。ご案内させていただきます。

◆日時 2017年1月25日(水) 午後2時～4時40分

◆場所 日本消防会館 大会議室(5階)  
東京都港区虎ノ門2丁目9番16号  
TEL 03-3505-1486

■ プログラム

|               |      |                        |             |
|---------------|------|------------------------|-------------|
| □ あいさつ・経過説明   | 宮内秀樹 | 衆議院議員（自民党無電柱化小委員会事務局長） | 「無電柱化法案説明者」 |
| □ 「無電柱化法」内容説明 | 森山誠二 | 国土交通省道路局環境安全課長         |             |

パネルディスカッション

コーディネーター

立命館大学客員教授・NPO法人電線の無い街づくり支援ネットワーク理事長  
COM 計画研究所代表  
都市計画家として各地の街づくり事業にプランナーとして参画。京都・大阪・兵庫等で地中化プロセスも多い。



高田 昇

東京大学大学院教授・(一社)「無電柱化民間プロジェクト」実行委員会幹事長  
社会学者・経済学者、主な著書に「経済思想」「失われた景観―戦後日本が築いたもの」「長期不況論」「日本経済論」他。



松原隆一郎

兵庫県庁市長  
京都産業大学卒業、(旧)日興證券取締役、衆議院議員秘書、丹摩市議会議員(6期)、同議長(3回)を経て平成15年より丹摩市長(現在4期目)。



山中 健

東京電力パワーグリッド配電部長  
東京工科大学卒業、東京電力入社。本島電力流本配電企業グループマネージャー、川崎支社長等を経て、平成27年7月より現職として配電部門の総括責任者を務める。



佐藤育子

株式会社ソーコム社長・NPO法人電線の無い街づくり支援ネットワーク理事・事務局長  
一級土木施工管理技士、土壌環境リスク管理者。共著に「電柱のないまちづくり」「電柱のない街並みの経済効果」。



井上利一

□参加費 無料 交流会 4500円 午後5時～ 日本消防会館 B1F □後援 一般財団法人日本まち研究所  
□主催 NPO法人電線の無い街づくり支援ネットワーク □支援・協力 一般社団法人無電柱化民間プロジェクト  
無電柱化を推進する市区町村長の会  
□お問合せ先 NPO法人電線の無い街づくり支援ネットワーク TEL 03-5606-4470 FAX 03-5606-4430 email:info@ponpc.net

○ 無電柱化に関連する製品、技術、サービス、先進的な取り組みを一堂に展示・紹介することで、無電柱化の推進に貢献することを目的に開催。

## ■開催概要

日時 : 平成28年7月20日(水)～7月22日(金)  
場所 : 東京ビッグサイト 東1ホール  
参加者数 : 約2600人

主催 : 一般社団法人日本能率協会  
後援 : 国土交通省、経済産業省、総務省、警察庁 他  
協賛 : 一般社団法人無電柱化民間プロジェクト実行委員会、NPO法人電線のない街づくり支援ネットワークセンター 他

概要 : 「無電柱化」に関する最新技術・製品・サービスに特化した国内唯一の展示会。地方自治体・民間企業などの先進事例を講演会形式で発表。

### ○ 無電柱化推進セミナー

山下 前葛城市長（無電柱化を推進する市区町村長の会顧問）、  
松原 東京大学大学院教授 他

### ○ 展示規模 38社・団体



(セミナーの状況)



(展示の状況)

# 「無電柱化の日シンポジウム」

## ■開催概要

日時:平成28年11月10日(木)14:00~17:00  
場所:ニッショーホール(日本消防会館)  
参加者数:約400名

## 第1部 基調講演

近藤 誠一(元文化庁長官)

- 無電柱化の推進には地域の取組、教育、市民活動が重要、NPO等が地域を評価することで競争が生まれる。
- この美しい街並みはあの時につくられたものだと感じる  
ことができるよう、レガシーとして進める必要がある。



【基調講演の様子】



【パネルディスカッションの様子】

## 第2部 パネルディスカッション

コーディネーター

中村 秀明(毎日新聞社 論説委員)

パネリスト

井熊 均((株)日本総合研究所 常務執行役員)

池上 三喜子(公益財団法人 市民防災研究所理事)

高田 昇(NPO 電柱のない街づくり支援ネットワーク 理事長)

吉田 信解(埼玉県 本庄市長)

- 国全体で進めるため、法制度化で新設電柱の禁止、既存電柱の撤去を促進。
- 成果を上げるため、用地買収や合意形成の難しい市街地を避け、整備しやすい田舎で実施。必要性の高い市街地を実施するためにも法制度化が重要。
- 大型分譲地や新築の住宅地から無電柱化を義務化していくべき。
- 地域防災計画に明文化するべき。
- コスト削減は電線管理者で進めてきた技術開発をオールジャパンで取り組む必要がある。
- 無電柱化による価値向上の投資という観点で、市町村や民間事業者では投資のリスクをとる余裕がないため、国によるサポートが必要。
- 国の役割は費用と技術開発であり、地方の役割は計画の明確化。